

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)
1	秋田市太平山スキー場条例	公園課	秋田市太平山スキー場		太平山スキー場 (リフト1日利用)	100%	2,095	4,362	○	3,142
2	秋田市都市公園条例	佐竹史料館	千秋公園	久保田城御隅櫓	久保田城御隅櫓	100%	100	394	○	150
3		スポーツ振興課	八橋運動公園	陸上競技場	陸上競技場	100%	7,750	31,139	○	11,620
4				硬式野球場	硬式野球場	100%	1,570	9,718	○	2,350
5				相撲場	相撲場	100%	150	537	○	220
6				八橋球技場	八橋球技場	100%	7,850	17,654	○	11,770
7				第二球技場	第二球技場	100%	620	2,213	○	930
8-1				テニスコート	テニスコート1～4 (グリーンサンド)	100%	100	378	○	150
8-2						テニスコート1～6	100%	210	378	○
9				八橋多目的グラウンド	八橋多目的グラウンド	100%	410	3,513	○	610
10				古川町街区公園	土崎市民グラウンド	土崎市民グラウンド	100%	410	1,464	○
11-1		公園課	雄物川河川緑地	野球場	野球場1～2	100%	410	2,186	○	610
11-2				テニスコート	テニスコート1～4	100%	100	296	○	150
12		佐竹史料館	一つ森公園	旧黒澤家住宅	旧黒澤家住宅	100%	100	8,552	○	150
13-1		公園課	一つ森公園	体育館	アリーナ(A面)	100%	260	7,826	○	390
13-2				テニスコート	テニスコート1～2	100%	210	1,563	○	310
14		スポーツ振興課	一つ森公園	弓道場	弓道場	100%	150	576	○	220
15-1	光沼近隣公園		屋内多目的運動場	屋内多目的運動場	100%	310	699	○	460	
15-2			テニスコート	テニスコート1～2	100%	210	1,042	○	310	
16	北野田公園	北野田アリーナ	アリーナコート1～2	100%	1,880	3,308	○	2,820		

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)		
17	秋田市都市公園条例	スポーツ振興課	北野田公園	テニスコート	テニスコート1～8	100%	520	689		680		
18-1		公園課	御所野近隣公園	野球場	野球場	100%	410	1,169	○	610		
18-2				テニスコート	テニスコート1～2	100%	100	585	○	150		
19				御所野総合公園	テニスコート	テニスコート1～3	100%	100	620	○	150	
20			秋操近隣公園	テニスコート	テニスコート1～2	100%	210	589	○	310		
21-1			太平山リゾート公園	キャンプ場等	バンガロー(4棟)	100%	534	559	○	801		
21-2						オートキャンプ場(33区画)	100%	1,079	1,587	○	1,618	
21-3						トレーラーハウス(5棟)	100%	4,191	698	○	6,286	
21-4					テニスコート	テニスコート1～7	100%	216	2,427		310	
21-5					グラウンド・ゴルフ場	グラウンド・ゴルフ場	100%	314	1,320	○	471	
21-6					クアドーム・展望風呂付大広間	クアドーム・展望風呂付大広間	100%	524	1,768	○	786	
21-7			森林学習館	森林学習館(宿泊)(6部屋)	100%	3,038	7,442	○	4,557			
22～240					千秋公園ほか218公園		都市公園	100%	210	2,977	○	310
241			秋田市河辺岩見温泉交流センター条例	河辺市民サービスセンター	秋田市河辺岩見温泉交流センター		岩見温泉交流センター	100%	400	908		500
242	秋田市市民サービスセンター条例		西部市民サービスセンター	秋田市西部市民サービスセンター		多目的ホール	50%	4,190	4,616		4,930	
242					和室1～4	50%	210	253		250		
242					調理室	50%	410	527		480		
242					音楽室	50%	410	528		480		
242					陶芸工作室	50%	410	252		480		
242					洋室1～3	50%	210	262		250		

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)
242	秋田市市民サービスセンター条例	西部市民サービスセンター	秋田市西部市民サービスセンター		洋室4～7	50%	410	613		480
243		北部市民サービスセンター	秋田市北部市民サービスセンター		地域文化ホール	50%	4,190	2,691		4,930
243					体育館	50%	11,380	9,305		13,390
243					和室1～3	50%	210	333		250
243					洋室1	50%	210	311		250
243					洋室2～4	50%	410	516		480
243					洋室5～6	50%	210	311		250
243					音楽室	50%	410	265		480
243					調理室	50%	410	481		480
243					陶芸工作室	50%	410	366		480
244				河辺市民サービスセンター	秋田市河辺市民サービスセンター		地域文化ホール	50%	1,570	2,267
244			和室1～2			50%	210	410		250
244			和室3			50%	410	375		480
244		河辺市民サービスセンター	秋田市河辺市民サービスセンター		洋室1	50%	830	1,524		980
244					洋室2	50%	410	819		480
245		雄和市民サービスセンター	秋田市雄和市民サービスセンター		地域文化ホール	50%	1,570	1,396		1,850
245					洋室1	50%	210	212		250
245					洋室2～3	50%	410	582		480
245					洋室4	50%	830	748		980
245					洋室5～6	50%	410	582		480

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	
245	秋田市市民サービスセンター条例	雄和市民サービスセンター	秋田市雄和市民サービスセンター		洋室7	50%	210	212		250	
245					和室1～2	50%	410	490		480	
245					和室3	50%	210	172		250	
245					調理室	50%	410	483		480	
246	南部市民サービスセンター	秋田市南部市民サービスセンター	秋田市南部市民サービスセンター		地域文化ホール	50%	1,570	1,403		1,850	
246					和室1～3	50%	210	283		250	
246					洋室1～2	50%	210	304		250	
246					調理室	50%	410	297		480	
246					多目的ホール	50%	2,090	2,571		2,460	
247		秋田市南部市民サービスセンター別館	秋田市南部市民サービスセンター別館	秋田市南部市民サービスセンター別館		和室1～2	50%	210	330		250
247						洋室1	50%	410	519		480
247						洋室2～3	50%	210	354		250
247						音楽室	50%	410	429		480
247		南部市民サービスセンター	秋田市南部市民サービスセンター別館	秋田市南部市民サービスセンター別館		陶芸工作室	50%	410	231		480
247	多目的ホール					50%	2,090	3,008		2,460	
247	調理室					50%	410	297		480	
248	東部市民サービスセンター	秋田市東部市民サービスセンター	秋田市東部市民サービスセンター		和室1～2	50%	410	450		480	
248					洋室1	50%	210	328		250	
248					洋室2～3	50%	410	491		480	
248					調理室	50%	410	475		480	

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)					
248	秋田市市民サービスセンター条例	東部市民サービスセンター	秋田市東部市民サービスセンター		陶芸工作室	50%	410	622		480					
248					多目的ホール	50%	2,090	3,856		2,460					
248					地域文化ホール	50%	1,570	1,801		1,850					
249		中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンター		多目的ホール	50%	2,090	3,085		2,460				
249						和室1～4	50%	210	348		250				
249						洋室1～3	50%	210	332		250				
249						洋室4	50%	1,250	1,510		1,470				
249						洋室5～6	50%	210	332		250				
249						音楽室1～4	50%	410	810		480				
249						調理室	50%	410	710		480				
249						陶芸工作室1～2	50%	410	374		480				
250						秋田市河辺総合福祉交流センター条例	福祉総務課	秋田市河辺総合福祉交流センター		三世交代交流ホール	50%	22,000	13,252		13,200
250										高齢者カルチャールーム	50%	4,400	3,228		2,600
250	調理実習室	50%	4,400	2,443						2,600					
250	健康学習室	50%	4,400	1,063						2,600					
251	秋田市市民農園条例	産業企画課	秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園		市民農園	50%	105	196		130					
252			秋田市雄和前椿岱地区市民農園		市民農園	50%	105	137		130					
253			秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園		市民農園	50%	105	205		130					
254			秋田市仁井田地区市民農園		市民農園	50%	115	138		130					
255	秋田市雄和体験学習交流施設条例	産業企画課	秋田市雄和体験学習館		研修室1	50%	310	265		200					

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	
255	秋田市雄和体験学習交流施設条例	産業企画課	秋田市雄和体験学習館		研修室2	50%	310	133		200	
256					秋田市雄和榑台交流会館	研修室	50%	210	75		100
256						休憩ホール	50%	210	80		100
256						交流ホール	50%	210	155		100
257	秋田市リフレッシュガーデン条例	産業企画課	秋田市リフレッシュガーデン		ゴルフ場	100%	1,630	3,588	○	2,445	
258	秋田市中高年齢労働者福祉センター条例	産業企画課	秋田市中高年齢労働者福祉センター		第一研修室	100%	1,079	3,639	○	1,618	
258					第二研修室	100%	534	1,727	○	801	
258					講習室	100%	534	2,034	○	801	
258					第一クラブ室	100%	639	1,392	○	958	
258					第二クラブ室	100%	210	6,491	○	315	
258					体育館(個人利用)	100%	210	719	○	315	
258					プール	100%	210	719	○	315	
258					トレーニング室	100%	210	719	○	315	
258					スポーツサウナ	100%	340	554	○	510	
259					秋田市勤労者体育センター条例	産業企画課	秋田市勤労者体育センター		体育館(全面)	100%	1,571
259	体育館(個人利用)	100%	105	7,867					○	157	
260	秋田市勤労者総合福祉センター条例	産業企画課	秋田市勤労者総合福祉センター		多目的ホール	100%	27,500	22,874		22,874	
260					第1リハーサル室	100%	2,200	2,591		2,591	
260					第2リハーサル室	100%	2,200	3,748	○	3,300	
260					第1会議室	100%	6,600	10,031	○	9,900	

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)
260	秋田市勤労者総合福祉センター条例	産業企画課	秋田市勤労者総合福祉センター		第2会議室	100%	6,600	3,638		3,638
260					第3会議室	100%	6,600	5,732		5,732
260					第4会議室	100%	-	6,228		6,228
260					和室文化教室	100%	4,400	2,425		2,425
260					茶室	100%	4,400	1,268		2,200
260					和室サークル室第1～2	100%	2,200	1,323		1,323
260					サークル室	100%	2,200	2,866		2,866
260					視聴覚室	100%	6,600	5,181		5,181
260					調理実習室	100%	6,600	5,898		5,898
260					体育館	100%	8,800	71,652	○	13,200
260					エクササイズルーム	100%	2,200	4,409	○	3,300
260					体育館(個人利用)	100%	660	7,246	○	990
260					エクササイズルーム・トレーニングルーム	100%	660	7,246	○	990
260					入浴施設			サウナ・浴室	100%	660
261	秋田市農山村地域活性化センター条例	産業企画課	秋田市農山村地域活性化センター		研修室1	50%	138	239	○	207
261					研修室2	50%	163	282	○	244
261					研修室3	50%	205	353	○	307
261					研修室4	50%	162	280	○	243
261					多目的ホール	50%	405	3,482	○	607
262-1	秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例	観光振興課	秋田市雄和ふるさと温泉供給施設		供給施設	100%	22	2,625	○	33

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)
263	秋田港振興センター条例	観光振興課	秋田港振興センター		多目的ホール	50%	419	4,983	○	628
264	秋田市雄和観光交流館条例	観光振興課	秋田市雄和観光交流館		イベントホール	100%	314	11,236	○	471
265	秋田市雄和観光花き栽培園条例	観光振興課	秋田市雄和観光花き栽培園		栽培園	100%	419	4,175	○	628
266	秋田市雄和観光農産物加工所条例	観光振興課	秋田市雄和観光農産物加工所		大加工室	100%	22,000	309,377	○	33,000
266					加工室1	100%	2,200	83,615	○	3,300
266					加工室2	100%	2,200	112,881	○	3,300
266					加工室3	100%	2,200	167,231	○	3,300
262-2	秋田市雄和ふるさと温泉条例	観光振興課	秋田市雄和ふるさと温泉		個室	100%	3,635	15,570	○	5,452
262-2					大広間	100%	267	2,356	○	400
262-2					浴室	100%	367	536		500
262-2					家族風呂	100%	534	1,121	○	801
267	秋田市ポータワー条例	観光振興課	秋田市ポータワー		イベントホール	100%	4,400	8,524	○	6,600
267					ポータシアター	100%	3,960	7,883	○	5,940
267					3階展望室	100%	4,263	9,046	○	6,394
267					物販店舗	100%	2,975	10,999	○	4,462
267					飲食店舗	100%	2,095	10,999	○	3,142
267					回廊スペース	100%	73	183	○	109
268	秋田市にぎわい交流館条例	観光振興課	秋田市にぎわい交流館		にぎわい広場	50%	2,933	34,486	○	4,399
268					展示ホール	50%	12,571	16,335		16,335
268					アート工房1	50%	2,410	2,888		2,888

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)
268	秋田市にぎわい交流館条例	観光振興課	秋田市にぎわい交流館		アート工房2	50%	2,200	2,568		2,568
268					多目的室1	50%	849	994		994
268					多目的室4	50%	482	713		713
268					多目的室5	50%	492	719		719
268					ピアノ練習室	50%	220	330	○	330
268					研修室1	50%	3,457	3,960		3,960
268					研修室2	50%	1,886	2,313		2,313
268					研修室3	50%	1,257	1,639		1,639
268					研修室4	50%	1,048	1,473		1,473
268					研修室5	50%	1,257	1,639		1,639
268					研修室6	50%	1,257	1,681		1,681
268					和室1～2	50%	409	533		533
268					和室3	50%	220	288		288
268					飲食店舗	50%	2,514	11,067	○	3,771
269	秋田市スポーツ施設条例	スポーツ振興課	秋田市立体育館		メインアリーナ	100%	1,570	19,555	○	2,350
269					サブアリーナ	100%	520	6,436	○	780
269					多目的ホール	100%	410	2,494	○	610
269					卓球室	100%	410	2,494	○	610
269					ジョギングコース	100%	100	4,130	○	150
269					体育館	100%	520	3,102	○	780

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)		
270	秋田市スポーツ施設条例	スポーツ振興課	秋田市立茨島体育館		柔道場	100%	210	669	○	310		
270					剣道場	100%	210	669	○	310		
270					トレーニング室	100%	160	487	○	240		
271				秋田市立河辺体育館		体育館	100%	520	3,333	○	780	
272				秋田市立雄和体育館		体育館	100%	520	3,363	○	780	
272					小体育館	100%	210	560	○	310		
273				秋田市立雄和南体育館		体育館	100%	520	2,809	○	780	
274				秋田市勝平屋内ゲートボール場		ゲートボール場	100%	310	1,302	○	460	
275				秋田市勝平市民グラウンド		グラウンド	100%	410	1,786	○	610	
276				秋田市河辺岩見三内野球場		野球場	100%	410	875	○	610	
277				秋田市河辺和田野球場		野球場	100%	410	805	○	610	
278				秋田市河辺戸島野球場		野球場	100%	410	1,071	○	610	
279				秋田市雄和新波野球場		野球場	100%	410	947	○	610	
280				秋田市スポパークかわべ		多目的広場	100%	410	1,927	○	610	
280					グラウンドゴルフ場	100%	260	767	○	390		
281				秋田市雄和花の森野球場		野球場	100%	620	3,650	○	930	
282				雄和花の森テニスコート		テニスコート1～2	100%	210	397	○	310	
283			秋田市民交流プラザ条例	秋田市民交流プラザ管理室	秋田市民交流プラザ	きらめき広場	きらめき広場	50%	6,240	13,827	○	9,360
283						音楽交流室	音楽交流室A	50%	730	807		800
283		音楽交流室B～C				50%	520	576		570		

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)			
283	秋田市民交流プラザ条例	秋田市民交流プラザ管理室	秋田市民交流プラザ	音楽交流室	音楽交流室D	50%	1,100	2,420	○	1,650			
283				多目的ホール	多目的ホール	50%	4,290	9,449	○	6,430			
283				市民活動センター	洋室A		50%	360	807	○	540		
283					洋室B		50%	570	1,268	○	850		
283					洋室C		50%	1,240	2,765	○	1,860		
283					和室		50%	670	1,498	○	1,000		
283					調理室		50%	520	1,152	○	780		
284				秋田市大森山動物園条例	大森山動物園	秋田市大森山動物園		大森山動物園	50%	730	831		800
285	秋田市立秋田城跡歴史資料館条例	秋田城跡歴史資料館	史跡秋田城跡	秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館	50%	210	3,259	○	310			
286	秋田市立赤れんが郷土館条例	赤れんが郷土館	秋田市立赤れんが郷土館		赤れんが郷土館	50%	210	1,707	○	310			
287				民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館		民俗芸能伝承館	50%	100	108		130	
287						第1会議室		50%	210	283		280	
287						第2会議室		50%	210	235		230	
288				旧金子家住宅	旧金子家住宅	旧金子家住宅		旧金子家住宅(1階)	50%	100	133		130
288							和室		50%	1,250	2,040	○	1,870
288							土蔵		50%	1,570	5,413	○	2,350
289	秋田市如斯亭庭園条例	佐竹史料館	秋田市如斯亭庭園		旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	50%	210	5,367	○	310			
290~329	秋田市立学校使用料条例	教委総務課	市内小学校		屋内運動場	100%	430	4,053	○	640			
290~329					屋外運動場	100%	210	70,356	○	310			
290~329					教室	100%	100	309	○	150			

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	
330~349	秋田市立学校使用料条例	教委総務課	市内中学校		屋内運動場	100%	430	1,004	○	640	
330~349					屋外運動場	100%	210	13,017	○	310	
330~349					教室	100%	100	311	○	150	
350		秋田商業高等学校	秋田商業高校		屋内運動場(体育館)	100%	430	19,889	○	640	
350					屋内運動場(多目的練習場)	100%	430	14,612	○	640	
350					屋外運動場	100%	210	54,535	○	310	
350					教室	100%	100	835	○	150	
351		御所野学院高等学校	御所野学院高等学校	御所野学院高等学校	屋内運動場(体育館)	100%	430	4,962	○	640	
351					屋外運動場	100%	210	56,043	○	310	
351					教室	100%	100	277	○	150	
352		秋田公立美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院		体育館	100%	430	43,930	○	640
353		秋田市太平山自然学習センター条例	太平山自然学習センター	秋田市太平山自然学習センター		宿泊室4人	50%	2,200	4,491		2,600
353						宿泊室11人	50%	2,200	4,555		2,600
353	宿泊室12人					50%	2,200	5,867		2,600	
353	宿泊室18人部屋					50%	2,200	7,754		2,600	
353	浴室					50%	100	253	○	150	
353	研修スペース					50%	800	1,451	○	1,200	
353	秋田市太平山自然学習センター条例	太平山自然学習センター	秋田市太平山自然学習センター		食堂	50%	600	964	○	900	
353					大屋根広場	50%	1,200	2,138	○	1,800	
353					ワークショップ	50%	500	925	○	750	

使用料等改定対象施設一覧表（案）

（別紙 1）

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものです。  
各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書(案)をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

- サービス分類
- ①公益的・必需的 - %
  - ②公益的・選択的 50%
  - ③私益的・必需的 - %
  - ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用→○

施設概要書No	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)
353	秋田市太平山自然学習センター条例	太平山自然学習センター	秋田市太平山自然学習センター		炊事場(炊事棟A~B)	50%	300	451	○	450
353					テントサイト(42張)	50%	1,200	2,225	○	1,800